男鹿市告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出を受理したので、同法第51条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成18年秋田県規則第109号)第5条及び男鹿市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する要綱第6条の規定に基づき、公示する。

令和5年11月1日

男鹿市長 菅原 広二

• 事業所番号

・事業所の名称及び所在地

申請者及び代表者の氏名、 住所又は所在地

- 受理年月日
- 廃止年月日
- ・指定サービスの種類

 $0\ 5\ 1\ 0\ 6\ 0\ 0\ 6\ 1\ 2$

男鹿市中央へルパーステーション 男鹿市船川港船川字片田74番地

申請者:男鹿市船川港船川字片田74番地

社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会

代表者: 男鹿市鵜木字鵜木74番地4

会長 杉本 正広

令和5年9月26日 令和5年11月1日

居宅介護

重度訪問介護